令和８年度第１６回原子力規制委員会（令和８年６月２４日）資料３【抜粋】

資料３

実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しの方向性

令和８年６月 24 日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、実用発電用原子炉の許認可制度等に関する制度見直しについて、関連する統合規制評価サービス（IRRS）の勧告・提言や、実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）及び事業者からの意見聴取の結果も踏まえ、現在原子力規制庁において検討している制度見直しの方向性を報告するものである。

２．経緯

原子力規制委員会第３期中期目標及び統合規制評価サービス（IRRS）の自己評価に基づく行動計画（Action Plan）を踏まえ、実用発電用原子炉の許認可制度の見直しの検討を開始し、令和７年度第 41 回原子力規制委員会（令和７年 11 月 19 日）及び第 48 回原子力規制委員会（令和７年 12 月 17 日）並びに令和８年度第５回原子力規制委員会（令和８年４月 22 日）で議論を行ってきている。

また、「実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合」において ATENA 及び事業者から以下のとおり意見聴取を実施した（第３回までの内容は令和８年度第５回原子力規制委員会で報告済み）。

第１回 令和８年２月 26 日 事業者意見概要の聴取
第２回 令和８年３月 26 日 自然ハザードの分割審査、工事着手の条件、炉規法と電事法両方に係る手続に係る意見の聴取
第３回 令和８年４月 21 日 廃止措置、許認可等に係る意見の聴取
第４回 令和８年５月 27 日 廃止措置、工事着手の条件

３．許認可制度等の見直しの方向性

（１）グレーデッド・アプローチの適用の徹底

IRRS 報告書における安全上重要なものに優先的に対応する仕組みにすべきとの趣旨の勧告・提言や、安全上重要なものに注力できる体系を整備した原子力規制検査制度の導入及び新規制基準制定後の審査経験を踏まえ、グレーデッド・アプローチ[1]の考え方に基づき、規制リソースを安全上の重要性や効果に応じて一層適切に割り当てられるよう、許認可における規制関与の程度を以下の

[1] 安全を統制するシステムにおいて、統制の厳しさを起こりうる事故やリスクに応じたものとする手法のこと

とおり３類型に見直す。
ア　災害の防止上支障がないことを原子力規制委員会として確認する必要がある変更は、従前通り許認可により基準適合性を審査する。
イ　災害の防止上の支障を事前に確認する必要性に乏しいものであって、規制上事前に変更の事実を把握しておく必要があるものは、変更する旨事前に届出のみ義務づけ、事業者による品質管理体制に基づく設計図書の基準適合性の検証及び保存を前提に、必要に応じ原子力規制検査により状況の確認を行う。【対象：①設置（変更）許可、②設計及び工事計画の認可、④廃止措置計画の変更の認可】
ウ　代表者の氏名変更など災害防止の観点から事後の情報把握で問題がない軽微な変更は、変更後の届出を義務づける。【対象：①設置（変更）許可、③保安規定の認可】
以上の考え方に基づく現在検討中の各許認可制度の見直し方針は以下のとおり。

①設置（変更）許可
　設置（変更）許可に係る届出について、以下のとおり見直しを検討する。
　設置変更許可に係る変更 30 日前の届出については、事前の基準適合性の確認を見直し、変更内容に関する事前の届出のみを義務付け、この際、事業者による品質管理体制に基づく設計図書の基準適合性の検証及び保存を前提に、必要に応じ原子力規制検査により事業者の取組状況の確認を行うことが可能な仕組みとする方向で検討を進める。【類型イ】
　また、使用済燃料貯蔵設備の共用化など原子力規制委員会規則で定める災害の防止上支障がないことが明らかな変更については、現に許可基準への適合性を再検討する必要性が乏しいことから、事後届出の対象に追加することも含め検討する。【類型ウ】
　変更許可事項のうち、使用の目的の変更、炉の型式、熱出力、基数の変更以外の項目には、組織名称の変更などの軽微な変更があり得ることから、これらを事後届出の対象に追加し、原子力規制委員会で定める軽微な事項（第 43 条の３の５第２項第２号及び第３号に係るものを除く。）を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならないこととするよう検討する。【類型ウ】

②設計及び工事計画の認可
　設計及び工事計画認可に係る届出について、以下のとおり見直しを検討する。

クラス３機器・設備の改造など災害の防止上特に支障のない変更については、そのほとんどが、ヒアリングにおいて技術的な論点がなく、形式面における修正である等審査内容が定型化しており、事前に規制が関与する必要性が乏しいことから、変更 30 日前の届出及び事前の基準適合性の確認を見直す。

具体的には、実用発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、原子力規制委員会規則で定めるものを行う事業者は、その設計及び工事の計画について、原子力規制委員会に事前に届出を行わなければならないこととし、この際、事業者による品質管理体制に基づく設計図書の基準適合性の検証及び保存を前提に、必要に応じ原子力規制検査により事業者の取組状況の確認を行うことが可能な仕組みとする方向で検討を進める。【類型イ】

併せて、平成 29 年法改正で導入された原子力規制検査による運用や、原子力規制委員会設置以後の審査実績も踏まえ、実用発電用原子炉規則別表第一等の見直しによるグレーデッド・アプローチの強化を検討する。

③保安規定の認可

保安規定認可については、新たに届出制の創設を検討する。

原子力事業部門責任者の責任範囲の変更等重要な変更以外の組織改正や、放射線管理措置に変更がない管理区域などの範囲のみの変更・指定解除などの災害の防止の観点から影響がない軽微な変更の申請実績が多数存在する。

このため、認可を受けた保安規定について、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならないこととするよう検討する。【類型ウ】

④廃止措置計画の変更の認可

廃止措置計画認可については、新たに届出制の創設を検討する。

廃止措置の進展に伴い、性能維持施設の変更について、機能、性能、維持期間に影響を与えない範囲の位置、構造及び設備の変更であって改めて認可を受ける必要のないもの[2]が想定される。

事業者は、こうした変更の場合に事前に届出をしなければならないこととし、この際、事業者による品質管理体制に基づく設計図書の基準適合性の検証及び保存を前提に、必要に応じ原子力規制検査により事業者の取組状況の確認を行うことを可能な仕組みとする方向で検討を進める。【類型イ】

---

[2] 「実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合」（第４回）において、事業者から、固定式エリアモニタを可搬式エリアモニタへ変更する事例について、運転している原子炉では届出対象であることが指摘されており、こうした事例も含め今後の検討の対象と考えられる。

（２）自然ハザードに係る設計条件の認定制度の創設

設置（変更）許可の審査のうちかなりの期間を要し、施設の設計方針にも影響を与える地震・津波等の自然ハザードに係る審査プロセスを合理的なものとするため、自然ハザードの評価について、従来の設置（変更）許可とは異なり、事業者の申請に応じて、自然ハザードに係る設計条件（地盤、基準地震動、津波波源、火山事象）の認定を行う制度を創設し、原子力規制委員会は、申請内容が設置（変更）許可の基準に適合していると認めた場合には認定を行うこととするよう検討する。

なお、上記の制度見直し案に関しては、審査内容に変更はなく、単に審査プロセスを分割するものであるため、規制要求は変わらない。

（３）中部電力の不正行為を踏まえた対応

第 11 回原子力規制委員会（令和８年５月 27 日）で原子力規制庁より報告した中部電力の不正行為に係る現時点で判明している事実及び対応の方向性を基に検討を行い、同様の不正を抑止するとともに、設計に関するトレーサビリティを強化するため、以下の見直しを検討する。

なお、自然ハザードの審査プロセス全体の改善に係る検討も別途進める。

①虚偽の申請及び届出に対する罰則追加

実用発電用原子炉の設置許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可、型式証明・指定、長期施設管理計画認可、廃止措置計画認可等に係る申請書及び添付書類並びにこれらの許認可に係る届出に関する書類について、虚偽の申請及び届出をした者に対する罰則を設ける。

②基準地震動等の設計管理に関するトレーサビリティ確保

現行法令において、許可の際に、基準に適合した品質管理体制の整備を求めるとともに、保安規定及び保安措置義務に基づいて、許可を受けた品質管理体制と整合した品質管理を行うことを義務づけている。これに加え、今般の不正行為を踏まえて、以下のとおり義務付けを行う。

実用発電用原子炉施設の設置（変更）許可の申請前に、あらかじめ、事業者は、基準地震動・基準津波の設定の根拠を跡付け、又は検証できる図書その他の原子力規制委員会規則で定める設計図書を作成し、自ら検証を行い基準の適合性を確認し、保存することを義務づける。

また、設計及び工事の計画について、認可の申請前又は工事の着手前までに、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定める設計図書を作成し、自ら検証を行い基準の適合性を確認し、保存することを義務づける。

（４）その他

①電気事業法との関係整理

事業者から要望があった内容のうち、電気事業法と原子炉等規制法で重複している原子力規制委員会の手続を合理化することについて、経済産業省電力安全課とともに引き続き法制的な検討を進める。

②バックフィットに係る着手前規制

東京電力福島第一原子力発電所事故後の緊急安全対策の対応を踏まえ、経過措置を設けずに適用するバックフィット命令等早急に対応すべき新知見への対応工事について、工事着手前の条件をとりやめることを検討する。

４．他の原子力施設への展開

他の原子力施設については、「３.」の許認可制度等の見直しの方向性を踏まえ、以下の方向で見直しを検討する。

・設置（変更）許可並びに設計及び工事計画認可に係る届出制度の見直しについては、各原子力施設の特徴やグレーデッド・アプローチの趣旨を踏まえ、見直しの範囲を検討する。
・保安規定の届出制度創設、廃止措置の届出対象拡充については、全事業を対象に見直しを検討する。
・中部電力の不正行為への対応のうち虚偽申請等の罰則追加については、全原子力事業者を対象に、トレーサビリティの確保については、安全上の重要性から基準地震動や基準津波の設定を求められている事業者を対象に見直しを検討する。

５．今後の予定

本日いただいた意見も踏まえ、検討を継続し、実用発電用原子炉設置者以外の事業者も対象に含めた上で、８月中を目途に、制度見直しの概要案について原子力規制委員会に付議する。

＜資料一覧＞

（別添１）設置許可制度に係る制度見直しの方向性
（別添２）設計及び工事計画認可制度に係る制度見直しの方向性
（別添３）保安規定制度に係る制度見直しの方向性
（別添４）廃止措置計画認可制度に係る制度見直しの方向性
（別添５）自然ハザードに係る設計条件の認定制度の方向性
（別添６）設計及び工事計画認可における着手前規制の見直しの方向性

（参考１）統合規制評価サービス（IRRS）報告書における許認可制度見直しに関する提言及び勧告
（参考２）第４回実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合資料（抜粋）

参考１

参考１：統合規制評価サービス（IRRS）報告書における許認可制度見直しに関する提言及び勧告

提言/勧告	項目	報告書に記載されている指摘事項（仮訳）
提言６	原子力発電所のプラントと外部ハザードの審査	政府は、申請者がプラントの設計を提出する前に外部ハザードの規模やその他の立地の側面に関する評価を実施できるよう、原子力発電所の許認可に係る法的根拠の改正を検討すべきである
提言７	原子力発電所の審査手続き	原子力規制委員会は、審査の範囲、程度、詳細さ、及び審査に注力する度合いが、グレーデッド・アプローチに従って、申請又は届出がなされた変更の安全上の重要度をより適切に反映するものとなるよう、原子力発電所の変更に係る審査手順を精査し、改善することを検討すべきである。 ※設計及び工事計画の 30 日前届出の手続については、グレーデッド・アプローチの観点から安全上重要なものに優先的に対応する仕組みになっていないとの指摘がなされている。
勧告18	原子力発電所の規制のグレーデッド・アプローチ	原子力規制委員会は、規制関与の程度がグレーデッド・アプローチと整合したものとなるよう、原子力発電所に関する規制をレビューし、必要に応じて改訂すべきである。その後、同委員会はこれに準じて申請書等の評価を行うべきである。